

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月21日

一宮町長

馬淵昌也

一宮町条例第15号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年一宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

選挙長	日額 1万600円
投票所の投票管理者	〃 1万2,600円
開票管理者	〃 1万600円
期日前投票所の投票管理者	〃 1万1,100円
投票所の投票立会人	〃 1万700円
期日前投票所の投票立会人	〃 9,500円
開票及び選挙立会人	〃 8,800円

」を

「

選挙長	日額 1万800円
投票所の投票管理者	〃 1万2,800円
開票管理者	〃 1万800円
期日前投票所の投票管理者	〃 1万1,300円
投票所の投票立会人	〃 1万900円
期日前投票所の投票立会人	〃 9,600円
開票及び選挙立会人	〃 8,900円

」に

改め

「

一宮町史編さん準備委員会委員	半日額 3,500円
----------------	------------

」を

削り、同表中

「

プロポーザル選定委員会委員	半日額 3,500円
---------------	------------

」の

次に

「

一宮町史編さん委員会委員	日額 10,000円
--------------	------------

」を

加える。

附 則

この条例は公布の日から施行する。ただし、一宮町史編さん準備委員会委員を削り、同表中、プロポーザル選定委員会委員の次に、一宮町史編さん委員会委員を加える改正は、令和4年7月1日から施行する。